横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成26年12月19日(金)午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 西川委員 間野委員 坂本委員 長島委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成26年12月19日(金)午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項 横浜市立盲特別支援学校児童のヘレン・ケラー記念音楽コンクールにおける ヘレン・ケラー賞の受賞等について 「横浜らしい中学校昼食のあり方」について
- 3 審議案件

教委第62号議案 横浜市立中学校の生徒指導中の事故に係る損害賠償額の決定に関す る意見の申出について

教委第63号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

教委第64号議案 教職員の人事について 教委第65号議案 教職員の人事について

4 報告案件

教委報第3号 議会への意見の申出に関する臨時代理報告について

5 その他

[開会時刻:午前10時00分]

~傍聴人入室~

今田委員長

おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。11月7日、11月21日の会議録の署名者は、 西川委員と私です。

会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除 き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局まで お伝えください。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いいたします。

岡田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- ○11/28 本会議(第1日)議案上程·質疑·付託
- ○12/3 本会議(第2日)一般質問
- ○12/16 基本計画特別委員会
- ○12/17 こども青少年・教育委員会、基本計画特別委員会分科会

2 市教委関係

- (1) 主な会議等
 - ○11/25、26 表敬及び視察(サンディエゴ市公立学校区 役員)
 - ○11/27 表敬(池上小父母と先生の会、茅ケ崎中PTA)
 - ○11/29 西が岡小学校20周年記念式典
 - ○12/7 「いじめ防止キャンペーン」
 - ○12/13 本町小110周年記念式典
 - ○12/13 横浜市立小学校体育実技発表会

(2) 報告事項

- ○横浜市立盲特別支援学校児童のヘレン・ケラー記念音楽コンクールにお けるヘレン・ケラー賞の受賞等について
- ○「横浜らしい中学校昼食のあり方」について

それでは報告いたします。市会の関係ですが、11月28日と12月3日に本会議が開催されました。衆議院選挙が入ったために、この間、少し審議が止まりまして、12月16日に横浜市の基本計画特別委員会が開催され、12月17日にこども青少年・教育委員会が開催されました。また、その後に基本計画特別委員会分科会が開催されました。こども青少年・教育委員会では、教育委員会の議案として第2期横浜市教育振興基本計画の策定、横浜市職員定数条例等の一部改正、横浜市三殿台考古館条例等の一部改正、横浜市立図書館の指定管理者の指定などが議案と

して提出されました。

報告事項として、横浜らしい中学校昼食のあり方の決定についての報告をさせ ていただきました。

次に、主な会議等ですが、11月25日と26日、サンディエゴ市公立学校区の役員 の方々が表敬され、金沢小学校、金沢中学校、金沢高校を御視察いただきまし た。

11月27日には、池上小学校の父母と先生の会、そして茅ケ崎中学校のPTA が、優良PTA文部科学大臣表彰を受賞しまして、2校のPTAの方が御報告に 来てくださいました。

11月29日は、西が岡小学校20周年記念式典に私が出席しました。

12月7日は、「いじめ防止キャンペーン」をやらせていただきまして、西川委 員と間野委員に御出席をいただきました。場所はかながわ県民センターで、元オ リンピック日本代表水泳選手の伊藤華英さんから御講演をいただきました。その 後、生徒による「横浜こどもアクション」の発表を行い、また、横浜駅西口で 「いじめ防止街頭キャンペーン」を実施し、教育委員のお二方や、そして伊藤選 手にも御参加いただいて、一緒にキャンペーンをやらせていただきました。

12月13日に、本町小110周年記念式典が行われ、今田委員長に御出席いただきま した。

同じく12月13日に、横浜市立小学校体育実技発表会を横浜文化体育館で実施い たしまして、間野委員に御出席いただきました。新体操の元オリンピック日本代 表選手の村田由香里さんからメッセージをいただき、日本体育大学新体操クラブ による模範演技を見せていただきました。

また、各区代表の小学校が参加をいたしまして、「体つくり運動」「表現運 動」「器械運動」をそれぞれ発表しました。

次に、報告事項ですけれども、横浜市立盲特別支援学校児童がヘレン・ケラー 記念音楽コンクールにおけるヘレン・ケラー賞を受賞いたしまして、これを記念 して市役所1階の市民広場で演奏会を行いました。西川委員と長島委員に御出席 いただき、演奏を聴いていただきました。これについては、後ほど所管課から詳 しく説明させていただきます。

そして、常任委員会で報告しました、横浜らしい中学校昼食のあり方につい て、これにつきましても、後ほど所管課から説明させていただきます。 以上です。

今田委員長

ありがとうございました。教育長の報告が終了しましたが、御質問等ございま したらどうぞ。よろしいですか。

それでは、御質問がなければ、別途所管課から説明とありました「横浜市立盲 特別支援学校児童のヘレン・ケラー記念音楽コンクールにおけるヘレン・ケラー 賞の受賞等について」、説明をお願いします。

入内嶋指導部 長

おはようございます。指導部長の入内嶋でございます。

それでは、資料を御覧ください。今、お話がございましたように、横浜市立盲 特別支援学校の児童生徒3名のうち、お一人の方がヘレン・ケラー賞に見事輝い たということで、12月8日に柏崎副市長を表敬訪問されまして、その後、ピアノ の演奏会が行われました。

もう少し詳しく、担当から説明をさせていただきます。

吉原特別支援|特別支援教育課長の吉原でございます。よろしくお願いいたします。

教育課長

第64回ヘレン・ケラー記念コンクールで、横浜市立盲特別支援学校の生徒3名が受賞いたしました。

資料の成績のところを御覧ください。

小原檀さんは小学部2年で、器楽部門ピアノ1部の1位とヘレン・ケラー賞を、亀井康生さんは小学部6年で、器楽部門ピアノ2部の3位と創作・編曲部門3位を、玉置陽南さんが器楽部門ピアノ2部の奨励賞を受賞いたしました。

小原さんにつきましては、過去3年、該当のなかった最高賞でありますヘレン・ケラー賞を受賞いたしました。

この賞は、ピアニストで国際的に有名な辻井伸行さんも受賞されている賞でございます。12月8日の副市長表敬訪問の際には、報告後に市民広場で受賞者によるピアノの演奏を行いまして、多くの方々に感銘を与えたということで、終わってから、いろいろと御意見等を聞いております。

今回の受賞を通して、障害のある児童生徒の才能について、新たに感じたところでございます。このようなお子さんの才能を伸ばす教育も、今後行っていこうかと思っております。

以上、簡単ですが報告を終わさせていただきます。

今田委員長

説明が終わりましたが、何か御質問等がございましたらどうぞ。よろしいですか。西川委員から、専門家として何か御意見はございますか。

西川委員

辻井さんもいただいた賞を3年振りに受賞ということですが、小原さんの透明な音がすごく綺麗でした。これからとても楽しみな感じがいたしました。是非また何か機会がありましたら、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

今田委員長

それでは、次に、「横浜らしい中学校昼食のあり方」について説明をお願いします。

斉藤健康教 育・人権教育 担当部長

健康教育・人権教育担当部長の斉藤でございます。お手元の資料に基づきまして、所管課から「横浜らしい中学校昼食のあり方」について説明させていただきます。

梶原健康教育 課担当課長

健康教育課担当課長の梶原と申します。よろしくお願いいたします。

本日、用意させていただいております資料は、冊子とその概要、また12月17日 に記者発表させていただいた資料の3点でございます。

本日は、概要で説明をさせていただきます。

これまで横浜市では、生徒にとって望ましい中学校昼食を実現するため、長年にわたり調査検討を重ねてまいりました。このたび、「横浜らしい中学校昼食のあり方」をまとめましたので、御報告させていただきます。

今後、このあり方を踏まえまして、中学校昼食の充実に取り組んでまいりたい と考えております。

まず、1ページ、「中学校昼食の充実に向けたあり方」についてでございます。家庭弁当を基本とし、家庭弁当と、事前に予約する配達弁当のどちらも選択できる環境を整え、当日注文できる「業者弁当」で補完いたします。

また、配達弁当は、28年度中の全校実施を目指すというものでございます。

「I 現状と課題」を御覧ください。家庭弁当を基本とし、持参できない場合 に備え、全市立中学校で業者弁当等を販売するのが現状でございます。それに対 し、弁当作りが難しい場合がある、また、昼食の用意が困難な生徒がいるという課題があります。

そういった中で、「調査結果とそれを踏まえた方向性」としてまとめたものが、次のⅡでございます。

今年度、「中学校の昼食に関するアンケート」を実施させていただきました。 調査では、家庭弁当を持参できない場合の昼食として、配達弁当の期待が高いと いう結果が出ました。

また、現状に加えまして新たに、個々の状況に応じた注文ができる配達弁当による、栄養バランスのとれた温もりのある昼食を実施するという方向性を挙げさせていただきました。

1ページおめくりください。

「横浜らしい中学校昼食の位置づけ」ですが、小学校6年間を通じて学んだ、 一人ひとりの個性や違いに基づく「個に応じた食」の重要性を基礎といたしました。中学校では、自ら考え、判断・選択・行動し、社会を生き抜く総合的な力を、実際の食を通じて培うことが重要であると考えております。

そのため、栄養価や量、体調、アレルギー等、一人ひとりの状況に合わせて作ることができる家庭弁当を基本といたします。

また、次の点で囲んであるところですが、これは今回、新たに導入しようと考えている配達弁当についてでございます。

生徒が個々に状況に応じた注文ができることと、家庭弁当を持参したり業者弁当を選択した場合でも、汁物、牛乳等の注文ができることといたします。名称につきましては、本市ならではの特色があるということで、横浜型配達弁当とさせていただきました。

また、これまで、業者弁当を各学校で受けて販売をしておりますが、家庭弁当を急に持参できなくなったり、配達弁当の注文を忘れてしまった等の状況があろうかと思います。当日注文が可能であるため、業者弁当についても引き続き継続していくことを考えております。資料の下にございます「選択、自己管理、温もり・安心」という、横浜らしい中学校昼食3つの柱により、中学校昼食の充実につなげていきたいと考えております。

3ページを御覧ください。

新たに導入を検討する横浜型配達弁当の概要について、まとめさせていただきました。

ごはん・おかずについて、おかずは4品以上で2種類から選択できることとします。ごはん・おかず、汁物、牛乳を個々の状況に合わせて選択し、注文します。汁物、牛乳は単品での注文もできることとします。献立につきましては、教育委員会が栄養バランスに配慮する意味で、管理していきたいと考えています。また、日ごとの献立や使用食材、栄養価、アレルギー情報等を載せた献立表を、事前に配布したいと考えております。

実施方法ですが、民間事業者の調理場で調理し、ごはん・おかず、汁物を別々の容器に詰めまして、牛乳と合わせて各学校へ配達します。

また、この配達弁当の実施に当たりましては、民間活力を最大限に活用し、安全・安心に配慮して提供していきたいと考えております。

資料の下のほうにいきまして、「実施回数」ですが、昼食が必要な日として、 現在、中学校では200日程度となっております。この200日程度を想定として、日 程を考えています。

また、その右側に記載しております「昼食の用意が困難な生徒への対応」については、生活環境により昼食の用意が困難な生徒に対する配慮を検討してまいり

ます。

「注文方法・支払方法」についてですが、インターネット又は予約シートや紙によるもの、生徒・保護者の利便性に配慮した方法を考えまして、システムを構築していきたいと考えています。

また、支払いにつきましては、代金を事前に業者へ口座振替やコンビニ払い、 クレジット払い等、複数の支払い方法によって、これについても生徒・保護者の 利便性を図っていきたいと考えております。

「実施時期」ですが、先ほどと同様、28年度中の全校実施を目指しております。

4ページ以降につきましては、これまでの検討経過をまとめさせていただいた ものですので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。御質問等ございましたらどうぞ。

坂本委員

よろしいですか。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

これは大変長い検討の過程で、考え方も随分整理されましたし、プレゼンテーションも、第三者にとってすごく分かりやすくなりました。非常に良い記者発表をなさったと思っておりまして、その点については敬意を表します。

そこまでで本当は終わりなのですが、そこまでできてしまうと、後は感想です。これは意見ではありません。私が横浜市の教育委員になってから気付いたことなのですが、皆様が「横浜らしい、横浜らしい」という言葉を、よく使っています。悪いことではないのですけれども、日本語として少し違うように思います。今後、何かを行った時の御参考になればと思うのですが、「横浜らしい昼食のあり方」とありますが、そもそも「らしい」というのは、資質について言うのです。こんな言葉は今どきではないのですが、男性らしいとか、女性らしいとか子供らしいとか、それから外国人らしいとか、それは何か資質について言うことなのです。ここに書いてあることは資質ではなく、横浜ではこれを選択しますよという、言ってみれば、横浜型昼食なのです。

別に横浜らしくないですから、どこでやっても良いし、もし横浜らしいと言うのなら、洋食を初めて導入した所なので、給食は洋食を中心にする、などとしたら横浜らしいですけれども。

しかし、ここに書いてあることは、いろんなことを極めて合理的に考えて決めたことであり、私は、ここは横浜型というほうが、日本語としては正しいと思います。これは感覚の違いです。

それから、「横浜型配達弁当の概要」というのが3ページ目にありますね。これも横浜型などとつけるのは、いくらなんでも力が入り過ぎではないかと思います。こういうのは、一般的には選択型予約というのです。押しつけではなくて、自分がいろんな選択をできるという、それだけですよね。ここに書いてあることは。

ですから、横浜型でも何でもなくて、これはどこでやっても良いわけで、こういう選択の仕方はどこにでもあるわけです。横浜型とか、横浜らしいといった言葉をお入れになりたい気持ちは分かるのですけれども、日本語として、私の感覚ではほんの少しだけ、ずれているなというのが感想です。

以上です。別に意見ではありませんので、お聞き流しいただいても結構です。

今田委員長

専門家の長島委員から、何か御意見等はありますか。

長島委員

本当に大事なのは、これからだと思います。献立を作るとか、業者が専属だとか、代金の納入方法だとかを、保護者だけではなく教職員にも理解してもらって、それを運営するということが負担感にならないようにしていくことが、やはり大切なことなのです。しっかりと行っていかなければならないのではないかと思います。また、よろしくお願いします。

今田委員長

他によろしいですか。

西川委員

いろいろと考えてあって、良く工夫がされていて、すごいと思いました。 9割 方が家庭弁当を持参できるという中でも、残りの1割の方の手当てについて、これはすごいことだと思います。

ただ、私が思ったこととして、小学校の児童がお弁当の作り方だとか栄養だとか、いろんなことを考えて調理実習を取り入れているんですよね。中学校でももちろん行っていますので、その1割の子供たちも含めた形で、自分で作ることについてや、自分の体のことを自分で興味を持って取り組む、という姿勢も大切だと考えます。配達弁当に頼ることはすごく大事だと思うのですが、自分のことは自分でできるような教育もして、普及していただけたらありがたいと思います。

また、親子で作るというのがすごく良いと思いますので、よろしくお願いいたします。

今田委員長

先ほど坂本委員からお話がありましたが、我々も何となく使っている「横浜型」という言葉など、もう一度、使い方を冷静にみることも、また大事かもわかりません。

ありがとうございました。では、今の御意見をまた参考にしながら、頑張ってください。御苦労さまでした。

それでは、次に、議事日程に従い、審議案件及び報告案件に移ります。 まず、会議の非公開についてお諮りします。

教委第62号議案「横浜市立中学校の生徒指導中の事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、事前に公開することにより議会の審議等に支障が生じる案件のため、教委第63号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」、教委第64号議案及び教委第65号議案「教職員の人事について」はいずれも人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教委第62号議案から教委第65号議案は、非公開といたします。 議事日程に従い、教委報第3号「議会への意見の申出に関する臨時代理報告に

ついて」、所管課から説明をお願いします。

伊東総務課長

総務課の伊東です。よろしくお願いいたします。

それでは、一番最初のページに、教委報第3号と書かれている資料を御覧ください。

来年の4月から、教育委員会制度改革に向けて、現在開催中の市会第4回定例

会に、幾つかの条例改正議案が上程されております。その手続の一環として、議 会への意見の申出に関する臨時代理を行いましたので、報告いたします。

この報告資料の表紙をおめくりいただき、2ページを御覧ください。 提案理由です。

上程中の横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例のうち、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務に関する条例」の一部改正について、平成26年11月21日に横浜市会から教育委員会に対し、意見聴取がありました。

市会への回答期限が、議案上程前の11月27日となっており、教育委員会会議を 開催するいとまがなかったことから、教育長において臨時代理を行いましたの で、報告をいたします。

ページを1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。

法律の条文を参考に記載しておりますが、今回の意見聴取の手続について御説明いたします。

前提となる法律の条文ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第24条の2、職務権限の特例の第1項で、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、スポーツ・文化に関することを管理執行できるとしており、本市も条例によりまして、スポーツ・文化に関する事務について、市長の職務権限として市長部局が所管しております。

第2項では、地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないとあり、今回の条例改正はこれに該当しますので、教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

5ページを御覧ください。今回、市第100号議案で上程しております、横浜市職員定数条例等の一部改正は、4つの条例改正をまとめて行うものとなっております。このうちの第3条、5ページの一番下の行から6ページにかけてですけれども、こちらが職務権限の特例を定めた本市の条例でございまして、対象としている法律の条番号が変わったために、こちらも番号ずれを整理する改正を行います。

この改正に対しまして、法律に基づいて市会から意見聴取があり、教育長臨時代理により、教育委員会で意見申出を行いました。

資料の3ページにございますとおり、改正内容については異議のない旨、意見 申出の文書を議長宛てに提出しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。それでは、御意見等がなければ、教委報第3号については、報告のとおり承認でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、報告のとおり承認します。御苦労さまでした。

以上で、公開案件の審議は終了しました。その他委員の皆さんから何かございますか。

事務局から何か報告事項はありますか。

伊東総務課長

次回の教育委員会定例会は、来年1月9日、金曜日の午前10時から開催する予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は、1月9日、金曜日の午前10時に開催する予定です。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係 部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第62号議案「横浜市立中学校の生徒指導中の事故に係る損害賠償額の決定 に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第63号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第64号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認)

教委第65号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認)

今田委員長

本日の案件は以上です。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻:午前10時57分]